

令和5年度 運営指導における主な指導事例（介護老人保健施設に関する事項）

1 人員基準

(1) 薬剤師について

【事例】

医薬品の調剤について、市内の薬局へ業務委託しているとのことだが、契約書等が取り交わされていない。

ア 市内の薬局（薬剤師）等と提携し調剤を行う場合は、関係法令を遵守の上、業務提携の契約書等を取り交わし、適切な運営に努める旨が示されています。

2 運営基準

(1) 入退所について

【事例】

入所判定会議の会議録に、入所の可否のみしか記載していない。

ア 入所判定会議において、施設入所の必要性を判断していることがわかるよう、検討に使用した資料や、会議の経過等の記録を残してください。

(2) 介護保険施設サービスの取扱方針について

【事例】

身体的拘束の適正化のための指針を作成していたが、盛り込むべき項目が記載されていない。

ア 指針に盛り込むべき項目は以下のとおりです。

- ✓ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ✓ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ✓ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ✓ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ✓ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
- ✓ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ✓ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(3) 看護及び医学的管理の下における介護について

【事例】

褥瘡ハイリスク者に対する褥瘡予防計画の作成等を行っていない。

ア 褥瘡発生者に対する管理計画はあるものの、褥瘡予防計画を作成していないケースが見受けられました。褥瘡のハイリスク者に対しては、予防計画を

(3) 所定疾患施設療養費について

【事例】

入所者等の所定疾患施設療養費に対する投薬等の実施状況を公表していない。

ア 前年度における入所者等に対する投薬，検査，注射，処置等の実施状況を公表する必要があります。

(4) 口腔衛生管理加算について

【事例】

口腔衛生管理加算に係るサービスを実施する同一月内に医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認していない。

ア 当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに，当該サービスについて説明し，その提供に関する同意を得た上で行う必要があります。